

習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ) 運營業務委託候補者審査要領

1. 目的

この要領は、習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)運營業務委託候補者(以下、「契約候補者」という。)を、習志野市地域子育て支援拠点事業(きらっ子ルームやつ)運營業務委託候補者選考委員会(以下、「選考委員会」という。)で選考するための審査方法及び評価基準等を定めることを目的とする。

2. 審査方法

審査は、応募書類から応募資格等を確認する第一次審査と、第一次審査通過者による企画提案書・プレゼンテーション及び面接審査(ヒアリング)から応募者の評価を行い、最も優れた候補者を選考する第二次審査によるものとする。

(1) 第一次審査

提出された応募書類を審査し、第二次審査に進む応募者を選考する。第一次審査では、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認し、応募資格要件を欠いている応募者は失格とする。

なお、応募者の財務状況については、税理士等からの専門的な視点による意見を求める。

(2) 第二次審査

応募者のうち第一次審査を通過した者(以下「対象者」という。)に対し、選考委員会による第二次審査を行う。

① 書類審査

対象者から提出された企画提案書の内容等について審査する。

② プレゼンテーション及び面接審査(ヒアリング)

プレゼンテーションは、1事業者30分程度とし、冒頭15分以内で応募者からのプレゼンテーションを受け、その後、本市からのヒアリングを15分程度実施する。入退室の時間は含めないものとする。

(3) 採点

① 選考委員会は、企画提案書の内容等に関する書類審査、プレゼンテーションの内容等及び面接審査(ヒアリング)の結果を総合的に判断して、評価基準に従い審査項目ごとに採点を行う。

② 採点は選考委員による個別評価及び事務局による客観評価により行い、その合計点を得点とし、最も高い得点を得た対象者を契約候補者とする。なお、下記のいずれかに該当するときは、契約候補者として選定しないものとする。

ア 選考委員による評価の平均点数が総得点の75%未満の場合

イ 選考委員における評価において「市の要求するレベルに達せず問題がある」の評価項目がある場合

③ 評価点数の最も高い対象者が2者以上あるときは、下記の方法により選考する。

ア 見積金額が最も低い対象者を契約候補者とする。

イ 見積金額が最も低い対象者が2者以上あったときは、当該提案者について市がくじ引きを行い、契約候補者を決定する。

3. 評価基準

No.	評価項目	配点
1	応募理由等	15点
2	運営方針・目標	15点
3	事業実績	10点
4	運営体制	20点
5	運営方法・内容	45点
6	関係機関及び地域との連携・交流	15点
7	衛生管理、防犯・防災、事故等への対策	15点
8	職員に対する研修・健康管理	15点
9	事業費	10点
合計		160点